

「麻薬・覚醒剤乱用防止 運動」について！

10月1日から11月30日まで、麻薬・覚醒剤乱用による危害を県民に広く周知し、県民一人ひとりの認識を高めることにより、麻薬・覚醒剤の薬物乱用の根絶を図ることを目的として、「麻薬・覚醒剤乱用防止運動」が実施されます。

日本で乱用される主な違法薬物 覚醒剤

乱用すると、幻覚や妄想が現れて、覚醒剤精神病になりやすくなります。「元気になる」「やせる」という誘い文句で売られ、「シャブ」「エス」「スピード」「アイス」「氷」などの隠語があります。

大麻(マリファナ)

「身体への悪影響が無い」「依存性が無い」などの誤った情報が流れていますが、人格の変容、大麻精神病、社会不適応を引き起こします。「ハッパ」「クサ」「チョコ」「野菜」などの隠語があります

誤った情報に注意！！

未成年の大麻検挙者が増加！

大麻による検挙者の数が平成26年以降、特に、未成年者から20歳代の検挙者が増加し、若者への広がりが懸念されています。

大麻はゲートウェイ・ドラッグといわれ、他の薬物を使用するきっかけとなる恐れが高いことから、一回でも使用してはいけません。



「薬物乱用」って本人だけの問題だと思いませんか？

薬物乱用者は薬物のことだけを考えるようになってしまい、自分や家族友人も大切にできなくなります。→身近な人の人生もダメにしてしまいます。



「薬物乱用」って簡単にやめられると思いませんか？

一度でも薬物を乱用すると、脳が快感を覚えてしまい、一生忘れることができない、つまり、薬物依存は一生治らないと言われています。



お問合せは県南保健福祉事務所生活衛生部医療薬事課
電話番号(0248-22-5479)へご連絡ください。